

## 意思決定に関する指針

(2025年4月1日制定)

### 1. 基本方針

すべての患者が、その人にとって最善の医療・ケアが受けられるよう、医療・ケアチームで十分な話し合いを行い、患者本人（以下、本人）の意思と権利を最大限に尊重した医療・ケアを提供することに努める。本指針は、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省、2018）」を規範とし作成した。

### 2. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1) 医療・ケアの決定は専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それにもとづいて医療・ケアを受ける本人が多専門職（医師・看護職員・介護職員・社会福祉士・薬剤師・管理栄養士・理学療法士等）から構成される医療・ケアチーム（以下、チーム）と十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とする。

チームは、本人の意思が、時間の経過や心身の状態により変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援し、本人との話し合いを繰り返し行うものとする。

本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを繰り返し行う。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが望ましい。特定の家族等を自らの意思で推定する者として前もって定めている場合は、その者から十分な情報を得たうえで、本人が何を望むか、本人にとって何が最善かをチームとの間で話し合う。

- 2) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、チームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 3) チームは、可能な限り早期から本人の肉体的及び精神的な苦痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うよう努める。

### 3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

- 1) 本人の意思の確認ができる場合

ア 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。

そのうえで、本人とチームとが十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本として方針の決定を行う。

イ 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援を行う。また、このとき、本人が自らの意思を伝えられない状態にな

る可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。

ウ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、記録する。

2) 本人の意思が確認できない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

ア 家族等は本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重する。

イ 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わるものとして家族と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。

また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

ウ 家族等がいない場合及び家族等が医療・ケアチームに判断をゆだねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。

エ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、記録する。

3) 認知症などで自らが意思決定する事が困難な場合

障がい者や認知症等で自らが意思決定する事が困難な場合は、厚生労働省作の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、出来る限り本人の意思を尊重し反映しながら意思決定支援をする。

4) 身寄りがない人の場合

身寄りがない人における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や人員、費用などの資力の有無、信頼できる関係者の有無などにより状況が異なる。介護・福祉サービスや行政の関わりなどを利用して、本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参照し支援する。

5) 倫理委員会による話し合いの場の設置

上記1)～4)の場合において、方針の決定に際し、以下のような場合においては、医療・ケアチームが、倫理委員会による話し合いの場を別途設定し、方針等についての検討・助言等を行う。

ア 医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容の決定が困難な場合

イ 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

ウ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

(附則) この指針は、令和4年8月23日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日改定・施行する。

〈参考文献〉

- 1) 厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン、2018

- 2) 厚生労働省：身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、2019
- 3) 厚生労働省：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、2019